

(昭和 39 年 4 月 1 日制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 大同大学(以下「本学」という。)は、教育基本法並びに建学の精神と理念に則り、深い専門の学芸の教育研究を通じて、豊かな教養と専門的能力を有する質の高い職業人を育成し、社会と産業の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

3 前 2 項の点検及び評価並びに認証評価に関する事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 2 条の 2 本学は、教育研究活動等の状況について、積極的に情報を提供する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 2 条の 3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第 2 章 組織

(学部、学科)

第 3 条 本学に次の学部学科を置く。

- 工学部 機械工学科
- 工学部 機械システム工学科
- 工学部 電気電子工学科
- 工学部 建築学科
- 情報学部 情報システム学科
- 情報学部 情報デザイン学科
- 情報学部 総合情報学科

2 本学の学部の目的は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 工学部は、豊かな教養及び工学に関連する基礎から応用までの十分な学問的知識を有し、創造力に富み主体的に行動できる質の高い専門職業人を育成するとともに、工学を中心とする分野の深い研究を通して新たな知識を創造することを目的とする。

(2) 情報学部は、豊かな教養及び情報学に関連する基礎から応用までの十分な学問的知識を有し、創造力に富み主体的に行動できる質の高い専門職業人を育成するとともに、情報学を中心とする分野の深い研究を通して新たな知識を創造することを目的とする。

3 本学の学科の目的は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 工学部機械工学科は、機械工学に関する基礎から応用までの知識と技術を有し、深い研究を通じて自ら学び、考え、行動できる人材を育成することを目的とする。

(2) 工学部機械システム工学科は、機械及び周辺技術を融合した「人にやさしい機械」づくりのための教育・研究を通じて、実務で役に立つ創造性に富んだ人材を育成し、社会と産業の発展に寄与することを目的とする。

- (3) 工学部電気電子工学科は、電気工学と電子工学に関する基礎から応用までの知識と技術を有し、豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、研究を通して電気電子工学分野の発展に貢献することを目的とする。
- (4) 工学部建築学科は、建築及び都市環境の創造、生産、維持活動に関する知識と技術を有し、豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、建築・インテリア及び土木・環境分野の深い研究を通して新たな知識を創造することを目的とする。
- (5) 情報学部情報システム学科は、情報処理システムや情報通信システムに関する知識と技術を有し、研究から得られる多彩な知恵と創造力をもつて、社会の多方面で活躍できる人材を育成することを目的とする。
- (6) 情報学部情報デザイン学科は、情報技術を活用した情報デザインに関わる実学的な専門知識を有し、社会の変化に対応して商品やサービスの魅力を高められるデザイン能力を有する職業人を育成するとともに、情報デザインに関わる研究を通して新たな価値を創造することを目的とする。
- (7) 情報学部総合情報学科は、情報化社会に対応しつつ、ビジネスの中核を担う企画力と実行力を有し、社会と積極的に関わり社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関しては、第2条の3及び第5条から第47条までの規定は適用せず、大学院に関する学則は、別に定める。

第3章 修業年限及び収容定員

(修業年限、在学年限)

第5条 本学学部の修業年限は、4年とし、在学年限は、8年とする。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

	学 科	収容定員	入学定員
工学部	機械工学科	480名	120名
工学部	機械システム工学科	440名	110名
工学部	電気電子工学科	360名	90名
工学部	建築学科	760名	190名
工学部	合 計	2,040名	510名
情報学部	情報システム学科	480名	120名
情報学部	情報デザイン学科	440名	110名
情報学部	総合情報学科	300名	75名
情報学部	合 計	1,220名	305名
	総 計	3,260名	815名

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び授業期間)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて学期の期間を変更することがある。
- 3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。
- 4 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合には、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 開学記念日5月10日
- (4) 春季休業3月21日から4月2日まで
- (5) 夏季休業8月1日から9月30日まで
- (6) 冬季休業12月21日から1月9日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合には休業日に授業を行うことがある。

3 臨時の休業日は、その都度これを定める。

第5章 教育課程

(教育課程の編成)

第10条 教育課程は、本学の学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 各授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

(授業科目及び単位数)

第10条の2 工学部及び情報学部の授業科目は、人間科学科目群の科目、専門基礎科目群の科目及び専門科目群の科目とする。

2 各学部学科の科目群の区分、授業科目、単位数及び授業科目の区分は、別表(1)及び別表(1)の2に定める。

(単位の計算方法)

第11条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習(製図を含む)及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習(製図を含む)又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、その学修の成果を評価して単位を授与するこ

とが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(授業の方法)

第 11 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習(製図を含む)若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、外国において履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 11 条の 3 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第 12 条 削除

(教職課程)

第 12 条の 2 本学に、教育職員免許法に基づく教員の免許状授与の所要資格を取得するための課程を置く。

2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 教育職員免許状の取得に関する授業科目、単位数及び授業科目の区分は、別表(2)のとおりとする。

4 各学部学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表(2)の2のとおりとする。

第 6 章 履修の方法及び卒業の要件等

(履修の方法)

第 13 条 授業科目の履修の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与及び成績の評価)

第 14 条 授業科目を履修した学生に対しては、学修状態を審査して、単位を与えるものとする。

ただし、第 11 条第 2 項の授業科目については、本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 授業科目の成績の評価は、当該授業科目の担当教員が行う。

3 成績は、秀、優、良、可又は不可の評語をもつて評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

4 前項の規定にかかわらず、せけ及び卒業研究は、合格又は不合格をもつて評価する。

第 15 条 削除

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 16 条 教授会の審議を経て、学長が教育上有益として認めたものは、学生が本学に入学した後に他の大学又は短期大学との協議に基づき履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本学の学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 17 条 本学の学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大

臣が別に定める学修を、教授会の審議を経て、学長が教育上有益として認めたものは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 18 条 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)のうち、教授会の審議を経て、学長が教育上有益と認めたものは、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が本学に入学する前に行つた前条第 1 項に規定する学修のうち、教授会の審議を経て、学長が教育上有益と認めたものを、本学における履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前 2 項により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 16 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)及び前条第 1 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(卒業の要件)

第 19 条 卒業の要件は、大学に 4 年以上在学し、124 単位以上を修得することとする。

- 2 各学部学科の定める卒業の要件は、別に定める。

(学位授与)

第 19 条の 2 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

- 2 学位授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 入学、学籍の異動

(入学時期)

第 20 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 21 条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育による 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により、他の大学に入学した者で、その後本学において、

大学教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

- (9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続)

第22条 入学志願者は、指定の期間内に入学検定料を納付のうえ、入学願書等、所定の書類を提出しなければならない。

(入学試験)

第23条 入学志願者に対しては、入学試験を行い、合格者を決定する。

- 2 入学試験に関する事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第24条 前条の入学試験の結果に基づき、合格通知を受けた者で、本学に入学しようとする者は、指定の期間内に入学金、授業料等を納付のうえ、所定の書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第25条 本学を退学した者及び第33条第1項第4号に定める除籍者で、再び入学を願い出たときは、選考のうえ原則として同一学科の相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、懲戒による退学者の再入学は許可しない。

- 3 再入学に関する事項は、別に定める。

(転入学、編入学)

第26条 他の大学の学生で、当該大学の許可を得て本学に入学を志願する者があるときは選考のうえ相当年次に転入学を許可することがある。

- 2 次の各号の一に該当する者で、本学に入学を志願する者があるときは選考のうえ相当年次に編入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学を途中退学した者

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

(5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

(6) その他法令により編入学を認められた者

- 3 前2項に定めるほか転入学及び編入学に関する事項は、別に定める。

(転学部及び転学科)

第27条 本学の学生が他の学部転学部を願い出たとき又は同一学部の他の学科に転学科を願い出たときは、選考のうえ許可することがある。

(転学)

第28条 学生が他の大学に転学しようとするときは、転学願を提出し、学長の許可を得て転学することができる。

(留学)

第29条 学生が第16条第2項の規定に基づき留学しようとするときは、学長に願い出て、その

許可を受けなければならない。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない事由により2か月以上修学できない場合には、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、学長の許可を得て更に1年以内限り休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えてはならない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第31条 休学期間内においてその事由が消滅したときには、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第32条 学生が退学しようとするときは、退学願を提出し、学長の許可を得て退学することができる。ただし、懲戒による退学を除くものとする。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 在学年限を超えた者

(2) 長期にわたる欠席又は疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められた者

(3) 死亡又は行方不明となつた者

(4) 学生納付金の納付を怠り、催告されてもなお納付しない者

(5) 他の大学、短期大学又は高等専門学校に正規課程の学生として在籍していることが明らかになつた者

(復籍)

第34条 前条第1項第4号により除籍された者が除籍日の翌日から起算して1ヶ月以内に未納の学納金及び別に定める復籍料を納入の上復籍を願ひ出た場合は、復籍を許可することができる。

2 前項の規定による復籍日は、除籍日の翌日とする。

3 第1項の規定により復籍した者の再度の復籍は認めない。

第8章 入学検定料・学生納付金

(入学検定料)

第35条 入学検定料の額は、別表(5)に定める。

2 すでに納付した入学検定料は、返付しない。

(学生納付金)

第35条の2 学生納付金とは、次のものをいう。

(1) 入学金

(2) 授業料及び施設設備費(以下「授業料等」という。)

(3) その他諸納付金

2 学生納付金の額は、別表(5)に定める。

3 すでに納付した学生納付金は、原則として返付しない。

4 停学を命ぜられた者は、停学期間中であっても学生納付金を納付しなければならない。

5 学生納付金の納付手続きに関する事項は、別に定める。

(学生納付金の特別な取扱等)

第 35 条の 3 編入学、転入学及び再入学を許可された者は、別表(5)に定める入学金を納付しなければならない。

2 卒業研究を修得した者であつて、修業年限を越え、なお在学する者は、授業料等の納付に代え、別表(5)に定める学生納付金の特例を受けることができる。

3 復籍を許可された者は、別表(5)に定める復籍料を納付しなければならない。

(学生納付金の免除)

第 36 条 休学を許可された者の休学期間中の学生納付金は、別表(5)に定める在籍料とし、授業料等を免除する。ただし、学期の途中に休学又は復学する場合には、この限りではない。

2 学生納付金の納付期限の延長を許可され、学生納付金が未納の状態にある者が退学する場合は、未納の学生納付金を免除する。

3 学生納付金が未納の状態にある者で第 33 条第 3 号又は第 4 号により除籍となつた者は、未納の学生納付金を免除する。

4 学生納付金の納付が極めて困難な者であつて、学業に精励し、人格、操行優秀な者に対しては、願い出により選考のうえ学生納付金の一部又は全部を免除することができる。

第 9 章 奨学生

(奨学生)

第 37 条 本学に、奨学生制度を設ける。

2 奨学生制度に関する事項は、別に定める。

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 38 条 学長は、他の模範となる学生を表彰することがある。

2 表彰に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

第 39 条 学長は、学生が法令若しくは本学の規則に違反したとき又は学生の本分に反する行為をしたときは、懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者についてこれを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 前 3 項に規定するほか、学生の懲戒に関する事項は別に定める。

第 11 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託学生、委託生、外国人留学生

(科目等履修生)

第 40 条 本学の授業科目の履修を願い出た者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第 40 条の 2 他の大学の学生で、本学の授業科目の履修を願い出た者があるときは、当該他の大学との協議に基づき、教授会の審議を経て、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(研究生)

第 41 条 本学において特定の専門事項につき研究を願い出た者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

(委託学生)

第 42 条 会社等からの委託により、本学の学生として入学することを願い出た者があるときは、選考のうえ委託学生として入学を許可することがある。

(委託生)

第 42 条の 2 会社等からの委託により、本学の授業科目の履修を願い出た者があるときは、選考のうえ委託生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第 43 条 外国人で、本学に入学を願い出た者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

(関係規程)

第 44 条 前 6 条に規定する科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託学生、委託生及び外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第 12 章 職員組織

(職員組織)

第 45 条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員、事務職員

(職制、業務処理)

第 46 条 本学の職制及び業務処理に関する事項は、別に定める。

第 13 章 教授会

(教授会)

第 47 条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

第 14 章 図書館及びセンター

(図書館及びセンター)

第 48 条 本学に図書館及び創造製作センター並びに次の各号に掲げる附属施設を置く。

- (1) 教育開発・学習支援センター
- (2) 研究・社会連携推進センター

2 図書館及びセンターに関する事項は、別に定める。

第 15 章 公開講座

(公開講座)

第 49 条 本学は、地域社会の教育文化の発展に貢献するため、公開講座を設ける。

第 16 章 厚生補導等

(厚生補導)

第 50 条 学生の厚生補導に関する規程は、別に定める。

(厚生施設等)

第 50 条の 2 本学に、厚生施設等を設ける。

2 厚生施設等に関する事項は、別に定める。

(学校医)

第 51 条 学生の保健及び衛生のため、学校医を委嘱する。

2 学校医は、毎年身体検査を行うとともに、保健及び衛生について指導する。

(学生会)

第 52 条 本学は、学生会の設立を許可し、自治精神の涵養及びその実践を促進する。

附 則 (2021 年 12 月 17 日改正)

第 1 条 この改正学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 2021 年度までに入学した学生に係る授業科目及び単位数並びに教育職員免許状については、第 12 条の 2 第 3 項別表(2)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。